

小郡市監査委員公表第8号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和7年2月7日に小郡市長から、定期監査の結果に関する措置状況について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和7年2月28日

小郡市監査委員 高山 晃
小郡市監査委員 後藤 理恵

定期監査の結果に関する措置状況

第1 監査結果と措置の件数

小監公表第21号（令和6年11月25日付 福祉課）分

..... 1件

第2 講じた措置の内容

以下のとおり

小監公表第21号（令和6年11月25日付 福祉課）分

監査の結果	措置の状況
<p>1. 契約事務について適正な事務処理を求めるもの</p> <p>生活困窮者支援等のための地域づくり事業業務委託及び多機関協働事業等業務委託について、事業計画書及び委託料収支予算書が提出されずに、委託料が請求され、支払がなされていた。</p> <p>契約書には、受託者は契約締結後すみやかに事業計画書及び委託料収支予算書を提出し、承認を受けるよう記載している。契約の適正な履行を確保するため、契約業者に指示し、業務委託に必要な書類は契約書に記載している通り提出させられたい。</p>	<p>委託業者と協議の上、契約書に基づき、事業計画書及び委託料収支予算書を提出してもらった。今後は、契約締結後すみやかに事業計画書及び委託料収支予算書を提出させる。</p>